「境界問題相談センターみえの和解事例紹介」

時　系　列　表

年　月　日	出　　来　　事	担　当	手数料
H26.11.4	甲野太郎（以下、「甲」という。）、相談仮申出書提出。 運営委員、取扱可能と判断。	弁護士５名 調査士５名	
H26.11.26	甲、相談申出書提出および相談手数料納付。		20000 円
H26.12.11	第１回相談期日。甲、相談員２名と境界問題相談センターみえ（以下、「センター」という。）で相談。	弁護士１名 調査士１名	
H27.1.15	甲、調停申立書提出および調停申立手数料（第１回調停期日手数料を含む）納付。		20000 円
H27.1.20	センター、乙野次郎（以下、「乙」という。）へ調停申立の旨を通知。		
H27.2.1	乙、回答書(調停手続応諾)提出。		
H27.2.16	第１回調停期日。甲および乙ならびに調停員３名、センターで調停。	弁護士１名 調査士２名	
H27.2.16	甲および乙、第２回調停期日手数料を納付。		各 5000 円
H27.3.17	第２回調停期日。甲および乙ならびに調停員２名センターで調停。	弁護士１名 調査士１名	
H27.3.26	鑑定実施員が測量の見積書を提出。	調査士１名	
H27.4.7	甲および乙、測量の申出。		
H27.4.8	甲および乙、第３回調停期日手数料・測量手数料納付。		各 57240 円
H27.●.●	鑑定実施員、Ａ市担当者と官民境界打合せ。	調査士１名	
H27.5.17	鑑定実施員、多角点測量。	調査士１名	
H27.●.●	第３回調停期日。甲および乙ならびに調停員３名・鑑定実施員１名・Ａ市町担当者２名、現地立会。	弁護士１名 調査士３名	
H27.6.18	鑑定実施員、細部測量。	調査士１名	
H27.7.9	調停委員会、甲および乙へ合意書(案)を送付。	弁護士１名 調査士２名	
H27.10.1	調停委員会、甲および乙へ合意書(修正案)を送付。	弁護士１名 調査士２名	
H27.12.20	甲および乙、合意書に署名・押印		
H28.4.14	甲および乙、測量手数料(追加)納付。		各 4860 円
H28.4.14	甲、成立手数料納付。		200000 円
H28.4.14	第４回調停（和解）期日。甲および乙ならびに調停員３名、センター同席にて和解契約書に署名押印。	弁護士１名 調査士２名	
	以　　上		

【公　図】

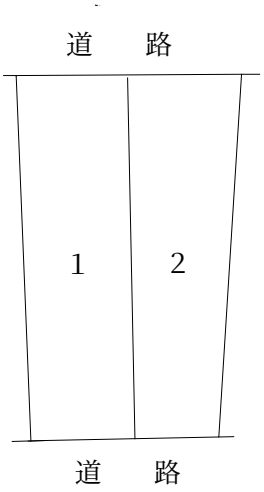

所　在　A市B町C丁目

地　番　１番、２番

縮　尺　不明

精　度　なし

分　類　地図に準ずる図面

種　類　旧土地台帳附属地図

【概　略　図】

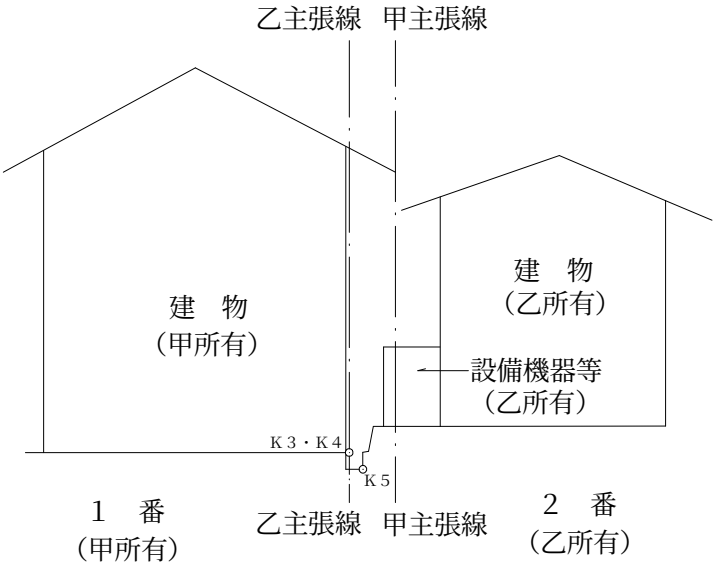

合　意　書

甲野太郎（以下「甲」という）及び乙野次郎（以下「乙」という）は，本日，以下のとおり合意をした。

第１条　甲及び乙は，平成２７年●月●●日，甲補佐人，Ａ市職員丙野三郎及び丁野四郎，自治会長戊野五郎，境界問題相談センターみえ調停員Ｘ，同調停員Ｙ，同調停員Ｚ立ち会いの下，別紙物件目録記載１の甲所有土地と別紙物件目録記載２の乙所有土地の間における筆界を確認し，その筆界をもって所有権の範囲とすることを認める。なお，筆界点にはペイントにより印をした。

第２条　甲と乙は，地積更正登記手続きの必要が生じたときは，本合意を前提として相互に協力する。

第３条　甲は，乙に対し，別紙物件目録記載の３の建物のうち，別紙１の写真の部分（屋根，出窓，排気口）が，乙の所有権を侵害し，越境していることを認める。

２　乙は，甲に対し，前項の一部の撤去及び所有権侵害に基づく賠償金を求めない。但し，第３項の場合を除く。

３　甲は，将来，改築，新築，大修繕をするなどして，本条第１項の越境部分の現状を変更する場合，本条第１項の越境部分を自己の費用をもって撤去しなければならない。

第４条　乙は，甲に対し，本合意書作成時点で現存する別紙２の写真の排水溝を施工（改修を含む）するために必要な限度において，また，乙の乙所有土地の使用を妨げない限度において同排水溝を保守管理するために，甲が事前に通知した上で乙所有の土地を使用することを承諾する。但し，同排水溝の保守に関する費用は，甲の負担とする。同排水溝の余水の排水能力

が不十分で，浸水等の危険があることが判明した場合，甲及び乙は，排水溝の設置方法，内容等について誠実に協議する。

第５条　甲は，乙に対し，土留め工事を施工するため必要な限度において，乙が事前に通知した上で甲所有の土地を使用することを承諾する。

第６条　甲及び乙は，本書面作成時より３か月以内に，本合意書第１条記載の筆界点に境界標を設置し，本合意書と同内容の和解契約書を作成する。

第７条　当事者はその余の請求を放棄する。

第８条　甲及び乙は，本件に関し，本覚書に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第９条　境界標のための費用（図面作成，追加費用，境界確認書も含む）は，甲乙２分の１ずつ負担する。

本契約の成立を証するため，本書３通を作成し，甲乙及び調停員が署名押印の上，各自その１通を所持する。

平成２７年１２月２０日

甲

住所　【自署】

氏名　【自署】　実印

乙

住所　【自署】

氏名　【自署】　実印

調停員　【自署】職印

調停員　【自署】職印

調停員　【自署】職印

別紙物件目録

１　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目

地番　壱番

地目　宅地

地積　１００．１０平方メートル

２　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目

地番　弐番

地目　宅地

地積　２００．２０平方メートル

３　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目壱番地

家屋番号　壱番

種類　店舗

構造　木造瓦葺２階建

床面積　１階　５０．５０平方メートル

２階　４０．４０平方メートル

（附属建物）

符号　１

種類　物置

構造　木造瓦葺平家建

床面積　３０．３０平方メートル

以　上

※本研修会には、別紙１の写真及び別紙２の写真は添付を省略しました。

和　解　契　約　書

本調停事件につき，その当事者である下記申立人と相手方は，本日，別紙調停和解条項のとおり和解したことを互いに確認し，その証として本書３通を作成し，申立人，相手方及び境界問題相談センターみえが各１通を所持する。

事件番号及び当事者の表示		平成　２６　年（Ｔ）第2号 申立人　甲野太郎 相手方　乙野次郎
申立の表示		申立人所有の別紙物件目録記載１の土地とそれに接する相手方所有の別紙物件目録記載２の土地との境界に関する紛争の調停
調停成立期日		平成２８年4月１４日
場　　所		津市河辺町３５４７番地２ 三重県土地家屋調査士会 境界問題相談センターみえ
当事者	申立人	住所【自　署】 氏名【自　署】　実印
	相手方	住所【自　署】 氏名【自　署】　実印
調停員	氏　名	境界問題相談センターみえ 弁　　護　　士　【自　署】職印 土地家屋調査士　【自　署】職印 土地家屋調査士　【自　署】職印

別紙

和　解　条　項

申立人甲野太郎（以下「甲」という）及び相手方乙野次郎（以下「乙」という）は，本日，以下のとおり和解した。

第１条　甲及び乙は，双方の土地の筆界について別紙３の図面表示のＫ３，Ｋ４，Ｋ５の各点を順次直線で結んだ線であることを確認し，その筆界をもって所有権の範囲とすることを認める。

第２条　甲と乙は，本和解条項を前提として作成された，Ａ市に提出する境界確認書に署名押印するものとし，後日地積更正登記手続きの必要が生じたときは，本和解条項を前提として相互に協力する。

第３条　甲は，乙に対し，別紙物件目録記載の３の建物のうち，別紙１の写真の部分（屋根，出窓，排気口）が，乙の所有権を侵害し，越境していることを認める。

２　乙は，甲に対し，前項の一部の撤去及び所有権侵害に基づく賠償金を求めない。但し，第３項の場合を除く。

３　甲は，将来，改築，新築，大修繕をするなどして，本条第１項の越境部分の現状を変更する場合，本条第１項の越境部分を自己の費用をもって撤去しなければならない。

第４条　乙は，甲に対し，本和解契約書作成時点で現存する別紙２の写真の排水溝を施工（改修を含む）するために必要な限度において，また，乙の乙所有土地の使用を妨げない限度において同排水溝を保守管理するために，甲が事前に通知した上で乙所有の土地を使用することを承諾する。但し，同排水溝の保守に関する費用は，甲の負担とする。同排水溝の余水の排水能力が不十分で，浸水等の危険があることが判明した場合，甲及び乙は，排水溝の設置方法，内容等について誠実に協議する。

第５条　甲は，乙に対し，土留め工事を施工するため必要な限度において，乙が事前に通知した上で甲所有の土地を使用することを承諾する。

第６条　当事者はその余の請求を放棄する。

第７条　甲及び乙は，本件に関し，本和解契約書に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第８条　調停成立手数料は，甲が負担する。

別紙

物件目録

１　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目

地番　壱番

地目　宅地

地積　１００．１０平方メートル

２　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目

地番　弐番

地目　宅地

地積　２００．２０平方メートル

３　所在　三重県Ａ市Ｂ町Ｃ丁目壱番地

家屋番号　壱番

種類　店舗

構造　木造瓦葺２階建

床面積　１階　５０．５０平方メートル

２階　４０．４０平方メートル

（附属建物）

符号　１

種類　物置

構造　木造瓦葺平家建

床面積　３０．３０平方メートル

以　上

引照点
（金属鋲）

A3 ⟪

引照点Ａ２

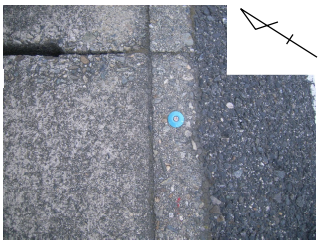

引照点Ａ３

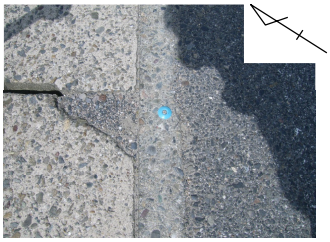

座　標　一　覧　表

測　点　名	X　座　標	Y　座　標
K3	世界測地系の為、座標省略	
K4		
K5		
K6		
K7		

多角点・引照点座標

名　　称	測　点　名	X　座　標	Y　座　標
街　区　多　角　点	点名省略	世界測地系の為、座標省略	
街　区　多　角　点	点名省略		
街　区　多　角　点	点名省略		
引照点（金属鋲）	A2		
引照点（金属鋲）	A3		

測地系：世界測地系
座標系：Ⅵ系
街区測量年月日：平成２７年５月１７日

引照点
（金属鋲）
A2

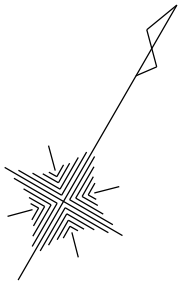

道路（管理者：Ａ市）

K3
キ

10.100

K4
コ

1
（所有者：甲野太郎　様）

2
（所有者：乙野次郎　様）

20.062

キ
K5

道路（管理者：Ａ市）

K7
プ

8.049

K6
ビ

101-1
（所有者：丙野三郎　様）

K３



K４

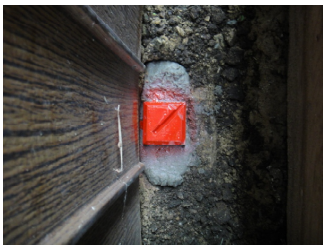

K５



筆　界	境界標の種類
コ	コンクリート杭
プ	プラスチック杭
キ	金　属　標
ビ	金　属　鋲

所　在	Ａ市Ｂ町Ｃ丁目
地　番	１番、２番
縮　尺	１／２００
作製者	
作製年月日	平成２８年３月１８日